

別添 1
社会福祉法人 南知多
【居宅介護支援】南知多居宅介護支援事業所
利用料金表

令和2年 6月 1日
 居宅介護支援事業所については、自己負担無、全額保険負担です。

【単位：円】

【基本サービス利用単位】	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
居宅介護支援費 I	10,570		13,730		

【個別加算】

【単位：円】

初回加算	3,000	1月につき	新規に居宅サービス計画を作成する場合		
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,000	1月につき	介護支援専門員が、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（3日以内）		
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1,000	1月につき	介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（7日以内）		
退院・退所加算	カンファレンス	参加なし	参加あり	入院または入所期間中 1回を限度に算定	
	連携 1 回	4,000	6,000		
	連携 2 回	6,000	7,500		
	連携 3 回		9,000		
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,000	1回	利用者が指定小規模多機能型居宅介護事業所型居宅介護の利用を開始する際に、必要な情報を指定小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、利用する居宅サービス計画の作成等に協力した場合に算定。		
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000	1回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に、1月に2回を限度して算定する。		
ターミナルケアマネジメント加算	4,000	1回	死亡日及び死亡日前 14日以内に 2日以上在宅訪問等を行った場合		

【体制加算】

【単位：円】

特定事業所加算Ⅰ	5,000	1月につき	下記算定要件を満たした場合		
特定事業所加算Ⅱ	4,000	1月につき	下記算定要件を満たした場合		
特定事業所加算Ⅲ	3,000	1月につき	下記算定要件を満たした場合		

※施設が体制を整えた時に加算されるもの。月々により加算内容が変更になる場合有り

特定事業所算定加算要件 【居宅介護支援】

特定事業所算定加算Ⅰ

- ① 常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること
- ② 常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- ⑤ 算定日が属する月の利用者のうち、要介護3～要介護5である者の割合が4割以上であること
- ⑥ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること
- ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
- ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- ⑩ 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40名未満であること
- ⑪ 介護支援専門員実務研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制が整備されていること。

特定事業所算定加算Ⅱ

特定事業所加算Ⅰの ② ③ ④ ⑥ ⑦ ⑨ ⑩ ⑪を満たすこと、常勤の主任介護支援専門員等を配置していること

特定事業所算定加算Ⅲ

特定事業所加算Ⅰの ③ ④ ⑥ ⑦ ⑨ ⑩ ⑪を満たすこと、常勤の主任介護支援専門員等を配置していること並びに常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること